

ページ 2: [1] 削除	2008/06/25 21:53:00
(3) モニタリング基本計画書の構成	6970
ページ 2: [2] 削除	2008/06/25 21:53:00
VI 要求水準書の作成プロセス	7475
ページ 2: [3] 削除	2008/06/25 21:54:00
(2) チェックリスト (案)	7576
ページ 2: [4] 削除	2008/06/25 21:54:00
A. 検討プロセスチェックリスト	7576
ページ 2: [5] 削除	2008/06/25 21:54:00
B. 書類チェックリスト	8081
ページ 28: [6] 削除	2008/06/25 21:35:00

-----改ページ-----

支払許容度の確認

課題

管理者等の支払許容度（P 5 参照）に見合わない要求水準を設定した結果、事業開始後になって P F I 事業に対する支出が、管理者等にとって大きな財政負担となる場合がある。

考え方

アフォーダビリティの観点からの検討は、基本構想、基本計画の作成等の、事業計画を検討し、事業の優先順位を決める段階で行われるべきものである。この段階で、アフォーダビリティのある事業費（概算レベル）が想定されるのが一般的である。

これらの検討を経たものについてはじめて、どのような事業手法を選定するかという検討を行うべきであり、P F I の導入可能性調査はこの段階で行われるべきである。

導入可能性調査段階以降に作成する要求水準が、基本構想、基本計画の作成段階でアフォーダビリティを確認された事業費（支払許容度）の範囲内か否かについて、確認する必要がある。

留意点

支払許容度の確認の結果を踏まえ、要求水準書の内容の見直しを行う必要があるが、あわ

せて事業規模の妥当性や、将来にわたってその規模での事業が必要であるのかについても再度検討することが望ましい。

支払許容度は、一度確認すればよいものではなく、要求水準書の内容の具体化や詳細化、変更、さらには管理者等の財政状況の変化等も踏まえつつ、適宜確認を行う必要がある。